

**物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する
対策会議及び幹事会の運営に関する要綱**

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例（以下「条例」という。）第14条第1項に規定する物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する対策会議（以下「対策会議」という。）及び条例施行規則第8条第4項に規定する幹事会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、条例及び条例施行規則の例による。

(幹事会)

第3条 幹事会は別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 幹事会に、幹事長を置き廃棄物対策課長をもって充てる。
- 3 幹事会に、副幹事長を置き保健対策課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、必要に応じて関係職員や関係者を幹事会に出席させることができる。

(付議手続)

第4条 委員は、対策会議の議題にしたい案件があるときは、あらかじめ連絡の上、その要旨及び資料を添えて幹事長に送付するものとする。

- 2 幹事長は、対策会議に付議すべき事案があると認めるときは、事案所管の委員に対し、当該事案を対策会議に付議するよう求めるものとする。
- 3 幹事長は、対策会議への付議要求を受理したときは、その要旨及び資料を整理し、幹事会において当該事案の調整を行った後、対策会議に付議するものとする。ただし、幹事長がその必要がないと認めるときは、幹事会における調整を省略することができる。

(実務者調整会議)

第5条 幹事会に関する必要な事項を調整するために実務者調整会議を置く。

- 2 実務者調整会議は、別表第2に掲げる課の職員をもって構成する。
- 3 実務者調整会議は、幹事長の指示により、必要に応じて関係職員や関係者を実務者調整会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 対策会議、幹事会及び実務者調整会議の庶務は、廃棄物対策課において処理する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日より施行する。

この要綱は令和4年8月1日より施行する。

この要綱は令和6年4月1日より施行する。

別表第1

幹事長	資源循環部廃棄物対策課長
副幹事長	健康医療部保健対策課長
委員	生活安全部防犯課長
	福祉部福祉政策課長
	福祉部高齢者福祉課長
	福祉部生活自立支援課長
	福祉部生活福祉総務課長
	福祉部生活福祉地区第一課長
	福祉部生活福祉地区第二課長
	環境部環境保全課長
資源循環部ごみ総合相談センター所長	

※福祉部生活福祉総務課長、生活福祉地区第一課長、生活福祉地区第二課長については議題に応じ、幹事長が出席する委員を選任する。

別表第2

資源循環部廃棄物対策課
健康医療部保健対策課
生活安全部防犯課
福祉部福祉政策課
福祉部高齢者福祉課
福祉部生活自立支援課
福祉部生活福祉総務課
福祉部生活福祉地区第一課
福祉部生活福祉地区第二課
環境部環境保全課
資源循環部ごみ総合相談センター

※福祉部生活福祉総務課、生活福祉地区第一課、生活福祉地区第二課については議題に応じ、幹事長が出席する職員を選任する。